様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第１面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

2026年　7月　2日

（宛先）高崎市長　富岡賢治　様

提出者
住　所　　群馬県高崎市北原町71
氏　名　　医療法人関越中央病院
　　理事長　小林　功
電話番号　027-373-5115

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	医療法人関越中央病院
事業場の所在地	群馬県高崎市北原町71
計画期間	令和８年４月１日～令和９年３月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	医療業
②事業の規模	90床
③従業員数	270名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙１のとおり

高崎市
R8.7.2
受領

（日本産業規格　Ａ列４番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）
別紙２のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和７年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	59.82 t	t
	（これまでに実施した取組） ・分別の徹底		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	50 t	t
	（今後実施する予定の取組） ・分別の徹底の継続		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） コロナ渦以降、さらに感染対策が徹底されている状況で、ディスポ製品の使用が増加している。この状況下で感染ゴミか一般ゴミを細分化することに困難している。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 特産廃を増やさないように周知し、廃棄の細分化を継続する。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（　　年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（　　年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（　　年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和~~5~~7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	59.82　t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組）		

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
全処理委託量	50 t	t
優良認定処理業者への処理委託量	t	t
再生利用業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t

（今後実施する予定の取組）

適正な処理を確認するため、委託先処理事業者の最終処分場の現地確認を行う。

電子情報処理組織の使用に関する事項

【前年度（令和~~5~~7年度）実績】

特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	59.82 ~~66.56~~ t

（今後実施する予定の取組等）
電子マニフェストを継続して使用する。

※事務処理欄

備考

１　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の６月 30 日までに提出すること。

３　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)　①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)　②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)　④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

４　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

５　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物の海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

６　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第６条の 14 第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

７　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が 50 トンを超える者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の 31 の４に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

８　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

９　※欄は記入しないこと。

別紙１

産業廃棄物処理フローチャート

発　生　源

外来、点滴室、内視鏡室、救急室、２階病棟、３階病棟、手術室、アンギオ室、
検査室、健康管理室、透析室、放射線室、訪問看護ステーション、中央材料室

↓

分　別

感染性廃棄物（体液汚染・医療材料等）

紙オムツ、ガーゼ、脱脂綿、点滴プラボトル、
チューブ類、ボトル＋点滴セット、手袋、
尿コップ、透析回路、輸血パック、マスク、
弾性針・被覆剤、ゴーグル、ディスポ注射器、
ストーマ製品等

↓

オレンジ色のバイオハザードマーク付き
ダンボール箱（80 リットル）

感染性廃棄物（針・危険物等）

注射針、ベニューラ針、胃瘻用穿刺針、
エアー針、ナート針・翼状針採血用スピッツ、
壊れたシリンジ、メス刃、アンプル類
注射のバイアル瓶、針捨てボックス、
ボトルから外した点滴セット、
各種検体採取容器、毒物容器等

↓

黄色のハザードマーク付き
プラスチック容器（20 リットル）

↓

一時保管

感染性廃棄物庫にて一時保管（施錠管理）

↓

処　理　・　処　分　（委託）

収集・運搬 → 焼却処分 → 埋立処分

別紙２

産業廃棄物処理管理体制に関する事項

１）責任者及び管理組織図

○総括責任者　　医療法人関越中央病院
理事長　小林　功

○特別産業廃棄物管理責任者　　総務課　係長 [redacted]

○廃棄物担当者　　総務課（廃棄物担当者）

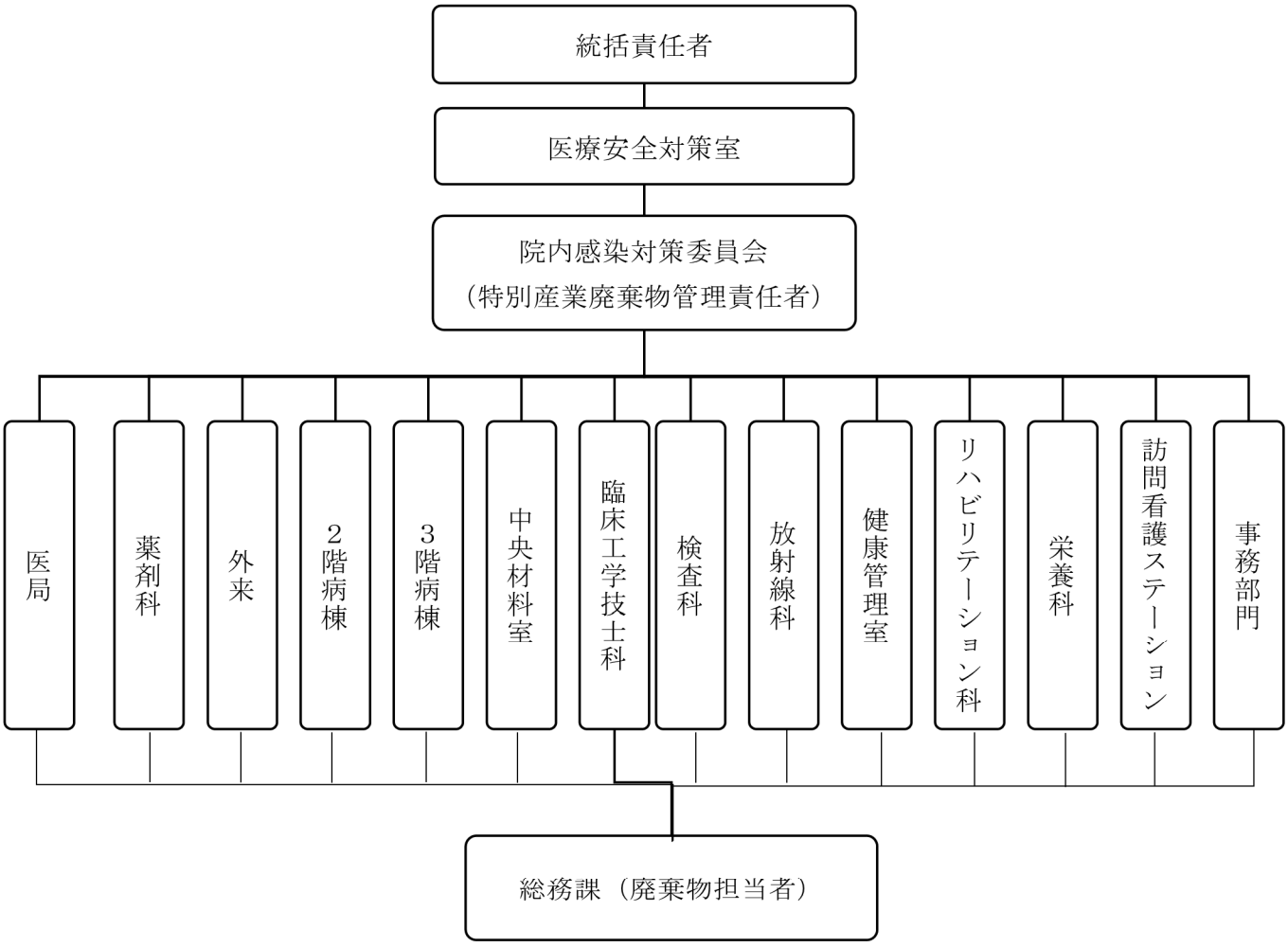

２）管理体制の強化及び教育、研修

廃棄物処理と感染対策を結び付け、院内での廃棄、回収、運搬、処理等のマニュアルを徹底し、事故が発生しないよう職員の廃棄物取扱いに関する知識を高める実務研修を導入し、評価する。また、入職時の教育、院内巡回による自主点検を実施する。

３）情報公開

院内で発生した感染性廃棄物に関して周辺地域の信頼を確保するために、感染性廃棄物発生から最終処分に至るまでの情報の公開に努める。また、委員会等で決定した事項についても公開資料として各現場担当の職員全員に情報がいきわたるようにする。